

令和8年度丸亀市老朽危険空き家除却支援事業補助金について

受付期間：令和8年4月1日（水）から令和8年5月22日（金）まで

※ただし、予算状況により受付期間後も申請できる場合がございますのでご相談ください。

申請者が多数の場合は、予算の範囲内において下記評定値順で決定します。

令和9年1月29日（金）までに工事が完了し、実績報告書が提出できること。

1. 事業の内容

老朽化して倒壊などの恐れのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う所有者や相続人に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象

- (1) 使用または居住していない住宅（空き家）で、隣接する住宅や、土地、道路など周辺に悪影響を及ぼしており、かつ評定値（損傷の程度等の評点）が100点以上の老朽危険空き家。
- (2) 併用住宅も含まれます。ただし、住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限ります。
- (3) 他の補助金等の交付を受けている場合は申請できません。

3. 補助金額

補助対象経費：次の(A)・(B)のいずれか少ない方の額×0.8

(A) 老朽空き家の除却工事費

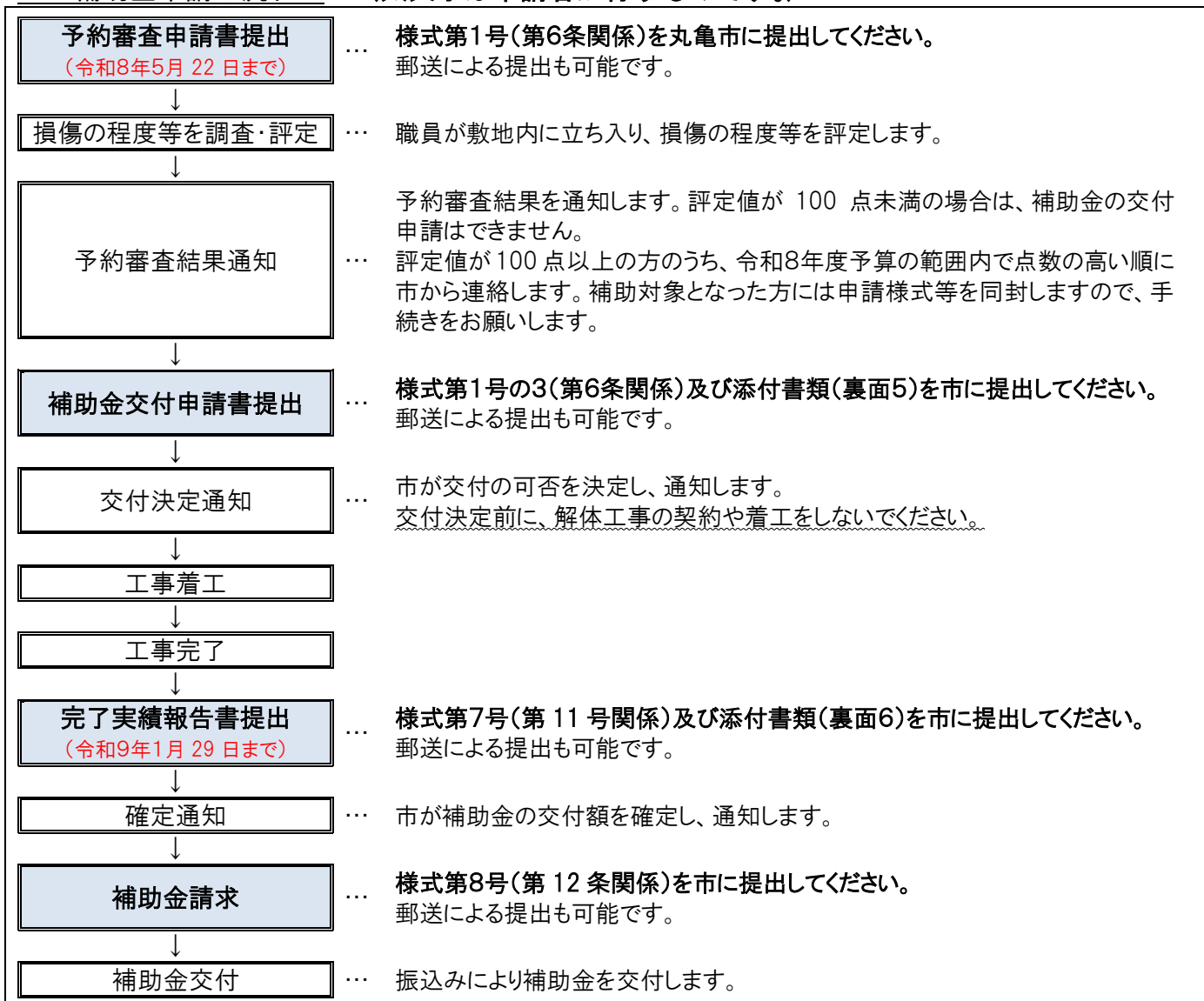
(B) 老朽空き家の延べ面積に次の額を乗じて得た額

木造…1平方メートルあたり ※令和8年度未定(令和7年度:33,000円)

非木造…1平方メートルあたり ※令和8年度未定(令和7年度:47,000円)

補助金交付申請額：補助対象経費と160万円のいずれか少ない方の額（1,000円未満切り捨て）

4. 補助金申請の流れ (太文字は申請者が行うものです。)



5. 交付申請に必要な添付書類

- ① 除却工事実施（変更）計画書（様式第2号）
- ② 工事見積書の写し（業者発行のもの）
- ③ 建物平面図
- ④ 現場写真（着工前のもの。外観等）
- ⑤ 住宅の所有者が確認できる書類（建物登記簿謄本など）
- ⑥ 所有者が複数の場合は老朽危険空き家除却工事施工同意書（様式第3号）
- ⑦ 所有権以外の権利（賃借権など）がある場合は、当該権利者の同意書（様式自由）と、権利が確認できる書類
- ⑧ 相続人が複数の場合は確約書（様式第4号）と、所有者と申請者の続柄を示す書類（戸籍謄本など）
- ⑨ 当該空き家と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

6. 実績報告時に必要な添付書類

- ① 工事請負契約書の写し
- ② 請求書※又は領収書の写し（除却工事の施工者が発行したもの）
☆振込みの場合は、支払ったことの確認できる書類でも可
※請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを提出すること
- ③ 工事状況写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- ④ 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届け出の写し
（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る）
- ⑤ 廃棄物処理法第12条の3の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類
- ⑦ 市長への請求書（様式第8号）※日付は空欄で

7. 変更・中止・取下げについて

変更：補助事業の内容を変更する場合には、補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けてください。

中止：補助事業を中止する場合には、あらかじめ補助金交付中止承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けてください。

取下げ：申請の取下げができる期日は、交付決定通知後15日以内です。

補助事業実施後の跡地についても、引き続き適切な管理をお願いします

[お問い合わせ先]

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市 都市整備部 建築住宅課 住宅政策室
tel:0877-24-8814（直通） fax:0877-24-8866
mail: kenchikujutaku-k@city.marugame.lg.jp